平成２５年（フ）第１７２１号
大阪府三島郡島本町百山15番１―211号
債務者　藤本　　彰
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　　基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７５５号
大阪府交野市倉治７丁目11番３号、前住所大阪府交野市倉治５丁目13番13号
債務者　北園　建志
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　興平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２２号
和歌山県紀の川市粉河214番地28
債務者　池上　芳孝
1　決定年月日時　平成25年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３２５号
福岡県筑紫野市大字常松371番地７　エーリB301号
債務者　沼田浩一郎
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住野　武史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５５号
仙台市青葉区国見１―19―６　国見ハイツ３号棟405号、住民票上の住所福島県南相馬市原町区仲町２丁目51番地
債務者　新川　　雅（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋善由記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
広島市西区新庄町45番１―807号
債務者　一ノ位工務店こと　林　　敏巳
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　紀史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５７号
福岡市中央区六本松３丁目11番27―1101号
債務者　黒川　信也
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　善昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２０号
山形県東村山郡山辺町大字山辺2145番地
債務者　髙内由紀子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４号
山形県寒河江市大字幸生779番地、前住所山形県西村山郡大江町大字藤田386番地の２
債務者　二関　悦久（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４１号
山形市飯田３丁目２番38号　ムツミハイツＡ２号、前住所山形市飯田３丁目２番37号　ムツミハイツＢ５号
債務者　東洋医学研究学院山形校こと　鎌田純子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９号
岩手県一関市真柴字中田134番地16
債務者　千葉　　武
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第２５号
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2878番地の10リバーサイド　ヤマヨ305号室、住民票上の住所和歌山県田辺市末広町11番26号
債務者　和田　　聡
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第６０号
愛知県豊田市吉原町兀山62番地１
債務者　國府喜代子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
愛知県西尾市吉良町上横須賀神ノ木14番地１市営神ノ木住宅２号
債務者　佐野　幸正
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４４号
さいたま市岩槻区馬込234、住民票上の住所さいたま市岩槻区愛宕町２番７号　アタゴコーポラス
債務者　向田　元英
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３６２号
埼玉県戸田市笹目６丁目13番地の42　エタン・シャトー101号室
債務者　高橋　晴美（旧姓永山）
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１８８号
埼玉県川越市野田町１丁目７番地４　川越寮、前住所埼玉県入間市東藤沢８丁目41番１号　狭山ケ丘パナハイツ202
債務者　小川廣一郎
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部